

○西条市重度心身障害者医療費助成条例

平成16年11月1日

条例第131号

改正 平成18年9月29日条例第24号

平成20年3月25日条例第9号

平成20年12月26日条例第25号

平成24年3月28日条例第5号

平成24年6月29日条例第10号

平成30年3月26日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者の医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身障手帳」という。)の交付を受けた者で、その身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級、2級又は3級に該当するもの
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所において知的障害者と判定された者であって、療育手帳制度について(昭和48年9月厚生省発児第156号)による療育手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けたもので、手帳に障害の程度がA又はBと表示されたもの、又は手帳にBと表示されたもので身障手帳を所持するもの

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

3 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算医療費をいう。

4 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額(他の法令等の規定に基づく医療費の給付が行われる場合は、その額を控除した額)をいう。

(平18条例24・平20条例9・一部改正)

(受給資格者)

第3条 医療費の一部の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者であつて、本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されている者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされた者並びに高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者を除く。)、国民健康保険法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされた者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条若しくは第55条の2の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた重度心身障害者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象としない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 国又は地方公共団体が行う医療費の助成に関する制度により自己の負担した医療費すべてについて助成を受けることができる者

(3) 前年において所得税法(昭和40年法律第33号)その他所得税に関する法令等による所得税の納付義務を有する世帯に属する者。ただし、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級若しくは2級に該当する身体障害者又は手帳にAと表示された知的障害者及び手帳にBと表示された知的障害者で身障手帳を所持する者については、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認める者を受給資格者とすることができる。

(平20条例25・平24条例10・平30条例10・一部改正)

(助成)

第4条 市は、受給資格者に係る保険給付につき一部負担金を負担する場合には、当該一部負担金に相当する額を助成するものとする。ただし、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び療養介護医療並びに障害児入所医療に係る利用者負担額(市町村民税非課税世帯に属する20歳未満の者に係る利用者負担額は除く。)は除く。

2 前項の規定による助成の対象となる医療に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、受給資格者の療養の原因となった疾病等が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部について、第三者から賠償が行われるときは、その限度において助成しないものとする。

(平18条例24・平24条例5・一部改正)

(助成の方法)

第5条 前条の助成は、一部負担金に相当する額を保険医療機関等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給資格者(親権者又は後見人等があるときは、その者)の申請に基づき前条で定める一部負担金に相当する額を支払うことにより助成を行うことができる。

(受給者証)

第6条 市長は、受給資格者から申請があった場合には、規則で定めるところにより、重度心身障害者医療費受給者証を交付しなければならない。

(届出義務)

第7条 受給資格者は、氏名若しくは住所を変更したとき、又は規則で定める事由が発生したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為により第4条に定める助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部の返還をさせることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西條市重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年西條市条例第21号)、東予市中心身障害者医療費助成条例(昭和49年東予市条例第14号)、丹原町重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年丹原町条例第9号)又は小松町重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年小松町条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(所得税法等の一部改正に伴う特例措置)

- 3 当分の間、前年において、第3条に規定する所得税の納付義務を有する者に、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)の規定による改正前の所得税法第2条及び第84条の規定を適用することとした場合において、所得税の納付義務を有しないこととなるときは、所得税の納付義務を有しない者とみなす。

(平24条例5・追加)

附 則(平成18年9月29日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西條市乳幼児医療費助成条例、西條市母子家庭等医療費助成条例及び西條市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、施行日以後の診療分から適用し、施行日前の診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月25日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西條市母子家庭等医療費助成条例及び西條市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、施行日以後の診療分から適用し、施行日前の診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月26日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の西條市母子家庭等医療費助成条例の規定及び第2条の規定による改正後の西條市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、平成20年4月診療分から適用する。

附 則(平成24年3月28日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日条例第10号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。